



埼玉県報

号 外 第 1 4 号
平 成 2 4 年 7 月 9 日
月 曜 日

目 次

告示

○ [埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示\(選挙管理委員会\)](#)

告示

埼玉県選管告示第三十三号

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年七月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県選管告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、「別記様式第九号」を「別記様式第二十号」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 開示請求書を委員会に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を委員会に提出すれば足りる。
 - 一 前項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの
 - 二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして委員会が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの
- 第二十条及び第二十一条中「総務部」を「県民生活部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登

録証明書（以下「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。

3 改正後の第九条第二項第二号の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、改正後の第九条第二項第二号に掲げる書類とみなす。

4 改正前の埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。